



埼玉県報

第 2 5 5 3 号
平成25年12月17日
火 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の認定に係る公示\(共助社会づくり課\)](#)
- [新座都市計画生産緑地地区の変更\(みどり自然課\)](#)
- [草加都市計画生産緑地地区の変更\(みどり自然課\)](#)
- [草加都市計画生産緑地地区の変更\(みどり自然課\)](#)
- [救急病院等の申出の撤回\(医療整備課\)](#)
- [救急病院等の申出\(医療整備課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [保安林の指定の解除予定\(森づくり課\)](#)
- [埼玉県立浦和工業高等学校ほか14校コンピュータ教室用機器等賃貸借に関する入札公告\(高校教育指導課\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [選挙管理委員会の招集\(選挙管理委員会\)](#)

告示

埼玉県告示第七百四十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十五条第一項の規定により、次の特定非営利活動法人を認定したので、同法第四十九条第二項の規定により公示する。

平成二十五年十二月十七日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

特定非営利活動法人地域活性化プラザ

二 代表者の氏名

石原 猛 男

三 主たる事務所及びその他の事務所の所在地

イ 主たる事務所の所在地

埼玉県川越市大字的場字宿千三百十番地五

ロ その他の事務所の所在地

埼玉県日高市大字中鹿山四百四十四番地の五

四 当該認定の有効期間

平成二十五年十二月十七日から平成三十年十二月十六日まで

告 示

埼玉県告示第七百四十六号

新座市から新座都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十五年十二月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百四十七号

草加市から草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十五年十二月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百四十八号

八潮市から草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十五年十二月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第七百四十九号

次の表の上欄に掲げる病院は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

平成二十五年十二月十七日

埼玉県知事 上田清司

病院		撤回日
名称	所在地	
医療法人葵深谷中央病院	埼玉県深谷市原郷五百番地	平成二十五年十二月十六日

告示

埼玉県告示第七百五十号

次の表の上欄に掲げる病院及び診療所を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院又は救急診療所として平成二十五年十二月十七日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

平成二十五年十二月十七日

埼玉県知事 上田清司

病院及び診療所		有効期限
名称	所在地	
社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会川口総合病院	埼玉県川口市西川口五丁目十一番五号	平成二十八年十二月十六日
医療法人安東病院	埼玉県川口市芝三丁目七番十二号	同右
医療法人健仁会益子病院	埼玉県川口市芝中田二丁目四十八番六号	同右
医療法人刀水会齋藤記念病院	埼玉県川口市並木四丁目六番六号	同右
医療法人社団大成会武南病院	埼玉県川口市東本郷西谷二千二十六番地	同右
寿康会病院	埼玉県川口市西青木二丁目十五番十号	同右
医療法人社団協友会東川口病院	埼玉県川口市東川口二丁目十番八号	同右
医療法人社団信和会川嶋医院	埼玉県川口市戸塚東一丁目十八番六号	同右
蕨市立病院	埼玉県蕨市北町二丁目十二番十八号	同右
医療法人慈公会公平病院	埼玉県戸田市笹目南町二十番十六号	同右
医療法人社団東光会戸田中央総合病院	埼玉県戸田市本町一丁目十九番三号	同右

医療法人財団啓明会中島病院	埼玉県戸田市下戸田二丁目七番十号	平成二十八年十二月十六日
朝霞厚生病院	埼玉県朝霞市大字浜崎七百三	同右
医療法人社団朝霞台中央総合病院	埼玉県朝霞市西弁財一丁目八番十号	同右
医療法人社団新座志木中央総合病院	埼玉県新座市東北一丁目七番二号	同右
医療法人向英会高田整形外科病院	埼玉県新座市野火止六丁目五番二十号	同右
独立行政法人国立病院機構埼玉病院	埼玉県和光市諏訪二番一号	同右
志木市立市民病院	埼玉県志木市上宗岡五丁目十四番五十号	同右
みずほ台病院	埼玉県富士見市西みずほ台二丁目九番地五	同右
医療法人梅原病院	埼玉県春日部市小淵四百五十五番地一	同右
医療法人財団明理会春日部中央総合病院	埼玉県春日部市緑町五丁目九番四号	同右
越谷市立病院	埼玉県越谷市東越谷十丁目四十七番地一	同右
医療法人康麗会越谷誠和病院	埼玉県越谷市谷中町四丁目二十五番地五	同右
医療法人社団全仁会埼玉筑波病院	埼玉県北葛飾郡松伏町大字築比地四百二十番地	同右
草加市立病院	埼玉県草加市草加二丁目二十一番一号	同右
医療法人社団協友会八潮中央総合病院	埼玉県八潮市緑町一丁目四十一番地三	同右
医療法人社団州山会広瀬病院	埼玉県八潮市大字八條二千八百四十番地一	同右

医療法人社団協友会吉川中央総合病院	埼玉県吉川市平沼百十一番地	平成二十八年十二月十六日
社会保険大宮総合病院	埼玉県さいたま市北区盆栽町四百五十三番地	同右
医療法人へブロン会大宮中央総合病院	埼玉県さいたま市北区東大成町一丁目二百二十七番地	同右
医療法人社団双愛会大宮双愛病院	埼玉県さいたま市大宮区堀の内町二丁目百六十番地	同右
医療法人明浩会西大宮病院	埼玉県さいたま市大宮区三橋一丁目千百七十三番地	同右
至誠堂富田病院	埼玉県さいたま市大宮区堀の内町二丁目五百六十四番地	同右
さいたま赤十字病院	埼玉県さいたま市中央区上落合八丁目三番三十三号	同右
医療法人聖仁会西部総合病院	埼玉県さいたま市桜区大字上大久保八百八十四番地	同右
埼玉社会保険病院	埼玉県さいたま市浦和区北浦和四丁目九番三号	同右
医療法人秋葉病院	埼玉県さいたま市南区根岸五丁目十三番十号	同右
医療法人博仁会共済病院	埼玉県さいたま市緑区原山三丁目十五番三十一号	同右
丸山記念総合病院	埼玉県さいたま市岩槻区本町二丁目十番五号	同右
岩槻中央病院	埼玉県さいたま市岩槻区東岩槻二丁目二番地二十	同右
医療法人社団愛友会上尾中央総合病院	埼玉県上尾市柏座一丁目十番十号	同右
医療法人藤仁会藤村病院	埼玉県上尾市仲町一丁目八番三十三号	同右
医療法人一心会伊奈病院	埼玉県北足立郡伊奈町大字小室九千四百十九番地	同右

東松山医師会病院	埼玉県東松山市神明町一丁目十五番十号	平成二十八年十二月十六日
医療法人埼玉成恵会病院	埼玉県東松山市大字石橋千七百二十一番地	同右
小川赤十字病院	埼玉県比企郡小川町大字小川千五百二十五番地	同右
医療法人瀬川病院	埼玉県比企郡小川町大字大塚三十番地一	同右
医療法人関越病院	埼玉県鶴ヶ島市大字脚折百四十五番地一	同右
埼玉医科大学病院	埼玉県入間郡毛呂山町大字毛呂本郷三十八番地	同右
医療法人豊仁会三井病院	埼玉県川越市連雀町十九番地三	同右
医療法人武蔵野総合病院	埼玉県川越市大字大袋新田九百七十七番地九	同右
医療法人社団尚篤会赤心堂病院	埼玉県川越市脇田本町二十五番地十九	同右
川越救急クリニック	埼玉県川越市大字古谷上千百十六番地一	同右
独立行政法人国立病院機構西埼玉中央病院	埼玉県所沢市若狭二丁目千六百七十一番地	同右
防衛医科大学校病院	埼玉県所沢市並木三丁目二番地	同右
飯能中央病院	埼玉県飯能市稻荷町十二番七号	同右
佐瀬病院	埼玉県飯能市栄町十一番地二	同右
狭山厚生病院	埼玉県狭山市中央一丁目二十四番十号	同右
医療法人入間川病院	埼玉県狭山市祇園十七番二号	同右
医療法人狭山中央病院	埼玉県狭山市富士見二丁目十九番三十五号	同右
原田病院	埼玉県入間市豊岡一丁目十三番三号	同右

医療法人明晴会西武入間病院	埼玉県入間市大字野田九百四十六番地	平成二十八年十二月十六日
豊岡第一病院	埼玉県入間市大字黒須千三百六十九番三	同右
旭ヶ丘病院	埼玉県日高市大字森戸新田九十九番地一	同右
福島病院	埼玉県加須市本町六番三十三号	同右
医療法人社団弘人会中田病院	埼玉県加須市元町六番八号	同右
医療法人十善病院	埼玉県加須市愛宕一丁目九番十六号	同右
医療法人大久保病院	埼玉県加須市砂原二百八十六番地一	同右
埼玉医療生活協同組合羽生総合病院	埼玉県羽生市大字上岩瀬五百五十一番地	同右
東鷲宮病院	埼玉県久喜市桜田三丁目九番地三号	同右
新井病院	埼玉県久喜市中央二丁目二番二十八号	同右
医療法人幸仁会堀中病院	埼玉県幸手市東三丁目一番五号	同右
医療法人社団哺育会白岡中央総合病院	埼玉県白岡市小久喜九百三十八番地十二	同右
埼玉県厚生農業協同組合連合会熊谷総合病院	埼玉県熊谷市中西四丁目五番一号	同右
埼玉慈恵病院	埼玉県熊谷市石原三丁目二百八番地	同右
医療法人啓清会関東脳神経外科病院	埼玉県熊谷市代千二百二十番地	同右
深谷赤十字病院	埼玉県深谷市上柴町西五丁目八番地一	同右
医療法人葵深谷中央病院	埼玉県深谷市原郷五百番地	同右

<p>堀川病院</p> <p>医療法人鈴木外科病院</p> <p>医療法人益子会（社団）</p> <p>児玉中央病院</p>	<p>埼玉県本庄市本庄一丁目四番十号</p> <p>埼玉県本庄市児玉町八幡山二百九十三番地</p> <p>埼玉県本庄市児玉町児玉南三丁目三番一号</p>	<p>平成二十八年十二月十六日</p> <p>同右</p> <p>同右</p>
--	--	---

告示

埼玉県告示第七百五十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十二月十七日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ吹上店

埼玉県鴻巣市吹上富士見二丁目五百 一番地外

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一六八台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 七一台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 四か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 二か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成二十六年八月四日

二 届出年月日

平成二十五年十二月三日

二 縦覧期間

平成二十五年十二月十七日から平成二十六年四月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年十二月十七日から平成二十六年四月十七日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第七百五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十二月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

島忠ホームズ草加舎人店

埼玉県草加市遊馬町字中沼二 一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）島忠ホームズ草加西店

埼玉県草加市遊馬町字中沼四十一 一外

（変更後）島忠ホームズ草加舎人店

埼玉県草加市遊馬町字中沼二 一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社島忠 代表取締役 山下視希夫

埼玉県さいたま市西区三橋五丁目千五百五十五番地 外未定

（変更後）株式会社島忠 代表取締役 山下視希夫

埼玉県さいたま市西区三橋五丁目千五百五十五番地

外 計十八社

ハ 変更年月日

平成二十五年十一月二十八日

ニ 届出年月日

平成二十五年十二月四日

二 縦覧期間

平成二十五年十二月十七日から平成二十六年四月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年十二月十七日から平成二十六年四月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第七百五十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十五年十二月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬字生川八五九五の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

告 示

埼玉県告示第七百五十四号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十五年十二月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立浦和工業高等学校ほか14校コンピュータ教室用機器等賃貸借一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成26年4月1日(火)から平成31年12月31日(火)まで。ただし、平成26年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」を利用せず、紙媒体による入札書の郵送又は持参により行う。また、入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成24年埼玉県告示第1086号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課未来を拓く学び推進担当 佐々木 電話048-830-6773（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

ただし、平成26年1月23日（木）から同年1月27日（月）までは、同システムの更新作業の実施に伴い、ダウンロードすることができないので注意すること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁職員会館地下1階B02会議室 平成26年2月4日（火）午前11時

- (4) 郵送による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課未来を拓く学び推進担当 平成26年2月3日（月）午後5時

なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の場所に郵送し、又は持参する方法で平成26年1月22日(水)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成26年1月20日(月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased: equipment related to computer rooms for 15 schools.

(2) Time-limit for the tender: By mail; 5:00 p.m. February 3, 2014, In person;

11:00 a.m. February 4, 2014.

- (3) Contact point for the notice: High School Education Management Division,
Prefectural School Department, Education Bureau, Saitama Prefectural
Government, Takasago3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken
330-9301, Telephone 048-830-6773.

告 示

埼玉県教委告示第四十二号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十五年十二月十七日

埼玉県教育委員会委員長 千葉 照 實

一 日時

平成二十五年十二月二十四日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

告 示

埼玉県選管告示第百二十五号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十五年十二月十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副 次

一 日時 平成二十五年十二月二十日 午後四時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

三 議題

公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について